

◎新潟県告示第215号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を次のとおり定める。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成27年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済期責任期間の開始日が平成27年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成19年2月2日新潟県告示第196号は廃止する。

平成27年2月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

加入区の名称	区 域	区 分
姫津・金泉加入区	姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域	1 いか釣り漁業 2 かご漁業及びかご漁業といか釣り漁業を併せて営む漁業 3 10トン以上の漁船により刺し網を使用して営む漁業及び10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 4 10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業 5 10トン未満の漁船により主として一本釣りをを行う漁業 6 1 から 5 に掲げる漁業以外の漁業